区経営相談事業のご案内 ---------- 1

区内中小企業向けサポートブックを作成しました ---------- 1

文京区の中小企業向け融資制度についてのご案内 ---------- 2

リカレント教育課程等受講料助成金について ---------- 3

中小企業人材強化支援事業補助金について ---------- 3

今年度も文京区ミニ就職面接会を開催します
区内企業の求人募集をお手伝い！ ---------- 3

【コラム】中小企業支援員の現場より
「～「文の京」って自由に使って良いのかな～」---------- 4・5

【新設】小規模企業者事業承継設備補助金について ---------- 5

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）のご案内 --------- 5

文京区景況調査　今期の特徴点 ---------- 6

特別調査「外国人・海外情勢と中小企業」---------- 7

参加店舗募集中
「文京ソコヂカラ できることからサステナブルに
がんばるお店応援キャンペーン」---------- 8

「来て見て体験」文京の伝統工芸イベントを開催します！ --- 8

文京区 経済課

文京産業ニュース〈ビガー〉 VIGOR

〈文京区応援キャラクター〉BUNレンジャー

文京産業ニュース 160

編集・発行
本誌掲載記事に関するお問い合わせ先
文京区 区民部 経済課
〒112-8555 文京区春日1-16-21
TEL：5803-1173
FAX：5803-1936
文京 ビガー　検索

区では、東京商工会議所と連携し、区内中小企業向け融資あっせん制度の受付や創業相談、一般経営相談窓口を設けております。以下の相談員がお話を聞かせていただきますので、お気軽にご相談ください。（なお、創業相談のみ事前予約制です。）

場　所　東京商工会議所文京支部
（文京シビックセンター地下２階）

受付時間　平日午前９時30分から
午後４時30分まで
※受付時間は変更になる場合があります。

対　象　区内事業者

費　用　無料

問い合わせ先　東京商工会議所文京支部
融資あっせん窓口
☎5842-6731

写　真					
名　前	宮内　京子	鶴見　麻衣	小暮　美喜	木村　英幸	渡辺　ミコ
担当曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
自身のモットー	誠実に、お客様の期待以上に対応いたします！	地道な行動が最大の自己アピールになる！	経営者のお話を聞き、ともに考え、解決策を探します！	“わかりやすく”を念頭に、対応いたします！	中小企業の皆様とともに、文京区をもっと良い街にしたい！
メッセージ	創業、新事業、IT活用、補助金活用等等のお悩みに、次の一歩を踏み出せるようにサポートいたします。	皆様の事業を具体的にできるよう一緒に計画を立てて、目標達成のご支援をして参ります。	創業時は、わからないことばかりです。皆様の思い描くビジネスを実現するためのお手伝いをいたします。	経営者及び予定の皆さま、事業計画立案から資金調達、業務効率化など、経営上の悩み事をお持ちでしたら、一度お越しください	今週のお困りごとは、来週に持ち越すことなく、お気軽にご相談ください。お待ちしております！

区内中小企業向けサポートブックを作成しました

文京区では、経営に関する課題や販路拡大等に取り組む企業の皆様を支援し、産業の振興を図るために様々な事業を実施しています。

それらの事業を分かりやすく案内するためのサポートブック2025年度版を作成しました。

本書の送付をご希望の方は、文京区経済課までお問い合せください。

掲載内容

- 経営に関する相談
- 各種補助金
- 創業支援
- 人材確保・育成支援
- 企業間交流
- 知的財産活用支援

など

【本年３月に開催した中小企業向け支援制度説明会の資料を区ホームページで公開しています。】
国、都及び区などの補助金等の利用を検討されている事業者の皆さまは、ぜひ一度ご覧ください。

文京区HP▶

文京区の中小企業向け融資制度についてのご案内

区内中小企業の方の事業活動を支援するため、文京区では融資あっせん事業を行っています。
事業経営の安定や経営基盤の強化に必要な設備の導入等を図る際に必要な事業資金を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して、区が融資をあっせんします。金融機関で融資が実行された場合には、区が利子の一部を補給します。
文京区の融資あっせんが受けられる企業の詳細については、東京商工会議所文京支部（☎5842-6731）までお問い合わせください。

事業承継支援資金を新設します

文京区では、事業承継を予定している事業者、または事業承継を行った区内事業者を支援するためのメニューを新設いたしました。

対象者	次のいずれかに該当するもの ① 事業承継を３年以内に予定または事業承継後５年未満の事業者。 ② ①のうち、公衆浴場業を営むもの

融資名	資金使途	限度額（万円）	返済期間	利率（年）%					備考
				契約利率	利子補給		本人負担		
事業承継支援資金	運転設備	2,000	７年以内 元金据置期間 ６か月を含む	1.7	1.5	1.7 対象者 ②のみ	0.2	0 対象者 ②のみ	・融資あっせんの申込は事業者本人が行ってください。 ・融資あっせんの申込にあたっては「事業承継計画書」をご提出ください。 ・東京都から信用保証料の補助が受けられる場合があります。

融資あっせんメニュー

（特別融資）

【先端設備等導入支援資金】
中小企業等経営強化法第52条第４項の規定により先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業が、当該計画に定めた設備の導入に必要とするものが対象となります。

融資名	資金使途	限度額（万円）	返済期間	利率（年）%			備考
				契約利率	利子補給	本人負担	
先端設備等導入支援資金	設備	3,000	８年以内 元金据置期間 12か月を含む	1.7	1.7	0	中小企業等経営強化法第52条第４項に基づく先端説設備等導入計画の認定書が必要になります。

【経営環境変化対策資金】
経営環境の急激な変化等により事業活動に影響を受けている中小企業者で、次のいずれかに該当していることが条件になります。
①申込日を基準とした直前３か月間または１年間の売上高が前年同期に比べ10%以上減少していること
②申込日を基準とした直前３か月間または１年間の営業利益が前年同期に比べ10%以上減少していること

融資名	資金使途	限度額（万円）	返済期間	利率（年）%			備考
				契約利率	利子補給	本人負担	
経営環境変化対策資金	運転設備	1,500 〔代表者が区民の場合 2,000〕	８年以内 元金据置期間 12か月を含む	1.7	1.5	0.2	融資あっせんの申込みは事業者本人が行ってください。

【イノベーション活用型地域産業振興資金】
地域産業（印刷業、製本業、製版業、印刷物加工業、出版業、印刷関連サービス業、医療機器製造業、旅館業）を営むもので先端技術を用いた設備を導入することなどにより、当該事業の経営基盤の強化を図ろうとするもの。

融資名	資金使途	限度額（万円）	返済期間	利率（年）%			備考
				契約利率	利子補給	本人負担	
イノベーション活用型地域産業振興資金	運転設備	3,000	８年以内 元金据置期間 12か月を含む	1.7	1.7	0	融資あっせんの申込みは事業者本人が行ってください。

※特別融資のメニューは上記以外にもございます。詳細については区ホームページ等をご確認ください。

（一般融資）

融資名	資金使途	限度額（万円）	返済期間	利率（年）%				備考
				契約利率		利子補給	本人負担	
一般運転資金	運転	1,500 〔代表者が区民の場合 1,800〕	７年以内 元金据置期間 ６か月を含む	1.7		0.2	1.5	一般運転資金と一般設備資金を同時に申込む場合、一本の融資としてお申込みください。
一般設備資金	設備	2,000 〔代表者が区民の場合 2,400〕	８年以内 元金据置期間 ６か月を含む					
小規模企業資金	運転設備	600 〔代表者が区民の場合 750〕	５年以内 元金据置期間 ６か月を含む			1.0	0.7	常時使用する従業者（役員・アルバイト等は含まない）が、20人以下の中小企業者が対象。
創業支援資金	運転設備	1,500 〔代表者が区民の場合 2,000〕	７年以内 元金据置期間 12か月を含む	1.5		1.5	0	文京区内で創業しようとする場合または区内で創業し１年未満の場合の中小企業者が対象。（NPO法人の創業は除く）
創業特例				3年以内	1.1	1.1		
				3年超 5年以内	1.2	1.2		
				5年超 7年以内	1.4	1.4		

※必要書類等の詳細につきましては、下記お問い合わせ先にご連絡いただくか、区ホームページでご確認ください。
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005174.html

◆融資あっせん申込

受付時間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前９時30分～午後４時30分
受付場所	東京商工会議所文京支部 文京区春日1-16-21　文京シビックセンター地下２階 ☎03-5803-6731（直通）

◆利子補給・信用保証料補助金に関するお問い合わせ

受付時間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前８時30分～午後５時15分
受付場所	文京区経済課産業振興係（地下２階） 文京区春日1-16-21　文京シビックセンター地下２階 ☎03-5803-1173（直通）

文京区 リカレント教育（学び直し）に係る受講料を助成します！

※リカレント教育…何歳になっても新たに学び、社会で活躍・貢献する機会を得ることを目的とした教育（学び直し）のことです。

助成対象者	65歳未満の文京区民で、以下のいずれかに該当する方 ①就労経験があり、現在は就労していないこと ②非正規雇用（＊）で就労していること　　＊契約社員等の期間の定めのある雇用契約 ③個人で事業を営んでいること（個人事業者）
助成対象の教育課程・講座等	「受講開始から２年以内に修了する、国や地方自治体、民間教育機関等が実施する人材の育成、職業能力の習得等につながる教育課程・講座等」
助成金の額	受講料の２分の１（※入学試験の検定料や入学金は、助成対象外） ※助成には上限があり、「月額１万円×受講期間の月数」が上限額です。 ※他の行政機関や勤務先等で福利厚生助成等を受けている場合は、それらを除いた額が助成対象経費になります。（ハローワークの「教育訓練給付制度」をご利用の方は、必要な手続きがありますので、申請の際にお申し出ください。）
申請期間	2025年４月１日（火）から随時受付 ※予算額に達し次第、受付を終了します。

【お問い合せ先】文京区経済課　創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下２階）　☎03-5803-1173

文京区 従業員を対象としたリスキリングを支援します！

中小企業人材強化支援補助

区内中小企業の事業拡大やDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に向けて、自社の従業員を対象とした「リスキリング※」に取り組む場合に、講座等の受講や資格の取得に係る経費の一部を補助します。

※リスキリング（職業能力の再開発）…今後の事業戦略や将来像を基に、中小企業者が事業活動の拡大や組織の変革に必要な職業能力を従業員に習得させること。

対象者	文京区内中小企業者 ①中小企業基本法に規定する中小企業者で、個人事業者又は法人事業者であること。 ②区内に主たる事業所（法人事業者は本店登記も）を有し、かつ、補助金の認定を申請する日において、引き続き区内で１年以上事業を営んでいること。 ③申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人都民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税）を完納していること。
補助対象事業	**補助条件**：自社の従業員に、①企業の事業活動の拡大、又は、②DXの実現に資する講座等を受講させたり、資格を取得させる事業 **補助対象経費**：講座等の受講料、資格試験の受験料等 **補助率**：２分の１（１社当たり上限10万円）
申請期間	2025年４月１日（火）から随時受付（先着順） ※予算額に達し次第、受付を終了します。

【お問い合せ先】文京区経済課　創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下２階）☎03-5803-1173

今年度も文京区ミニ就職面接会を開催します（区内企業の求人募集をお手伝い！）

事業概要	文京区・千代田区・中央区の企業を対象とした、応募者と直接面接ができるミニ面接会を開催いたします。フルタイム又はパート求人を対象とした「ミニ面接会」を５回、仕事と家庭（子育て等）の両立可能な求人を対象とした「仕事と家庭の両立支援面接会」を１回、55歳以上の方の採用を積極的に行う求人を対象とした「シニア就職面接会」を２回の、全８回開催となります（各回１～２社参加）。
申込方法	ハローワーク飯田橋のホームページ内、「就職面接会 参加企業募集のお知らせ」ページから直接お申し込みください。 なお、参加決定企業については、開催の概ね２週間前に上記ホームページで発表いたします。
開催日（予定）	※★マークの回は、「仕事と家庭の両立支援」です（託児サービスあり）。 ◎マークの回は、「シニア就職面接会」です。 ①令和７年５月29日（木） ②令和７年６月26日（木） ③令和７年７月17日（木）◎ ④令和７年９月25日（木） ⑤令和７年10月23日（木） ⑥令和７年12月11日（木）◎ ⑦令和８年２月12日（木）★ ⑧令和８年３月12日（木） ※申込要件、開催時間、場所等は、必ずハローワーク飯田橋ホームページにてご確認ください。

主催：文京区／ハローワーク飯田橋

【問合せ先】ハローワーク飯田橋 事業所第二部門　TEL.03-3812-8609　32#

コラム **中小企業支援員の現場より**

～「文の京」って自由に使って良いのかな～

文京区中小企業支援員　西村 泰一

文京区内で頻繁に見かける「文の京」という言葉ですが、既に商標登録済であり、その権利者は文京区になっています。そして、区のホームページでは、「文の京」の名称を使用する際の申請手続き等について細かく規定しています。

（ご参考「文の京」商標権登録番号：第5455519号、第6245642号）

今回は、知的財産権の一つである商標について事例を交えながらまとめてみました。

【1】商標って何？

商標法第2条では「・・・人の知覚によって認識できるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの・・・」とあります。名刺やチラシ、包装紙、ホームページ等でも身近に見かけるものです。

【2】商標法と不正競争防止法

商標を申請して権利取得すると「商標法」で守られることになります、一方で「不正競争防止法」という言葉を聞いたこともあるかと思います。この2つの要点について整理してみると下記のようになります。

法 律	商標法	不正競争防止法
主 旨	ネーミングやロゴマークといった商標を保護	事業者間の自由な競争を確保
内 容	独占的「権利」であり、差止や損害賠償請等の権利行使可能	特定の行為を「不正競争」とし，その行為を規制することで知的財産を保護
範 囲	商標登録されれば全国一律	知名度によって適用範囲は変化

簡単にまとめると、商標登録をしておけば全国一律に権利主張ができる、商標登録していなくても場合によっては、不正競争防止法で行為規制が出来ることになります。

ただし、両者の大きな違いは原告が被告の過失を立証する必要（過失の推定）があるか無いかでしょう。商標を取っていない者が不正競争防止法で戦う場合は、相手の行為が過失であることを立証する必要（手間と時間と費用を要する）がありハードルは高いです。

【3】事業者様への訪問で伺った事例

次に、区内事業者様への訪問で伺った事例（抽象化したケースで表現しております）を参考としてまとめてみました。（1）と（2）は実害があったケース、（3）と（4）は現状では実害は無いもののリスクは抱えているケースとなっています。

（1）事業者名称が類似していたケース

同じようなサービスを主業としている事業者から、名称が類似（ABCDとabcd）していて間違い電話が多く困っていると訴えられたケースで、全く商標に関してはケアしていなかったそうです。解決策として、名称を変更することで対応したが、商標登録を怠ったことで多くの時間と費用をかけることになったそうです。

（2）コピー商品を見つけたケース

多くの知財を取得しているが、たまたま商標登録をしていない商品のコピーが出回っていることが分かり、専門家と相談の上、不正競争防止法での対抗を試みたそうです。結果として、賠償金は得たものの、過失立証のために多くの時間と費用を要したとのことでした。紛争解決後に弁護士からは、商標登録をしておけば問題は生じなかったのにねと言われたそうです。

（3）考案したロゴマークを活用しているケース

自前で考案したロゴマークを名刺やユニフォームに付けて長年使用しているが商標登録はしていないケース。名称・主たる事業が同じ事業者が複数あることは認識しているが、なかなか真似するのが難しいデザインであり、今まで何か連絡があったことは無いので大丈夫かなとのことでした。

（4）サービス名称が同じだったケース

同じようなサービスを提供している事業者があり、商標登録されている事は認識していたが、相手からは問い合わせは来ていないケースです。しかし、このままではリスクがあるということも認識しており、チラシやPRでは該当サービスの名称を変更し、変更後の名称を商標登録するという意思決定をしたそうでした。

このような事例に接してみると、実務の世界ではチャンスとリスクは隣り合わせであることが示唆されます。商標を登録するということは、多忙な企業経営の中で、訴訟など多くの時間と費用を費やす事案を少しでも無くすように保険をかけるということであると考えます。

【4】文京区の知的財産権取得費補助金

文京区の補助金の中には、知的財産権取得費補助金があり、対象となる知的財産権の一つには商標権があります。こちらを活用いただくと補助対象経費について最大30万円（補助率2/3）が補助されます。補助対象経費は、出願料、出願審査請求料または技術評価請求料、特許料または登録料、知的財産権の出願および取得に係る手続きを弁理士または弁護士に委託した場合は、弁理士または弁護士に対する報酬、先行技術調査、その他、製品および技術の権利保護に直接的な関連性が認められる経費になっています。

この機会に、区内事業者様におかれましては、商標についてのご確認・ご検討をいただき、知的財産権取得補助の内容についても吟味していただければと思います。

中小企業者の事業承継を支援します！

中小企業存続による地域経済の活性化を図るため、事業承継セミナーの開催 、設備投資補助の新設、融資あっせんの拡充を実施し、事業承継に係る支援を行います。

小規模企業者事業承継設備補助金

区内小規模企業者が事業承継を行うにあたり、経営基盤の強化等に必要な設備の導入や更新に要する経費の一部を補助します。

対象者　小規模企業者
① 中小企業基本法に規定する中小企業者で、個人事業者又は法人事業者であること。
② 申請日において、区内で10年以上同一事業を営み、概ね3年以内に事業承継を行い、引き続き区内で事業を継続する予定であること。
③ 申請日までに納付すべき住民税及び事業税を完納していること。

補助対象経費　事業継続にあたり必要不可欠かつ経営基盤強化のために導入する設備の購入費等
※詳細な要件は区HPをご参照ください。

補助内容　補助率2/3、補助上限額100万円

事業承継セミナー

事業承継に課題を抱える中小企業者を対象に、専門家によるセミナーを開催します。セミナー終了後は中小企業診断士等による個別相談のコーナーを設置します。

開催日　令和7年7月および11月（各回とも同じ内容）
※詳細は区HPをご参照ください

参加費　無料

事業承継支援資金

事業承継を予定している、または事業承継を行った中小企業者を支援するため、区中小企業向け融資あっせん制度に事業承継支援資金を新設しました。

対象者　事業承継を3年以内に予定している事業者、または事業承継後5年未満の事業者

メニュー内容

資金使途	融資限度額	返済期間
運転資金・設備資金	2,000万円	7年（84ヵ月以内） 元金据置6ヵ月以内を含む

契約利率	区･利子補給率	本人負担
1.7%	1.5%(※1.7%)	0.2%（※0%）

※公衆浴場を営む者

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）のご案内

商工会議所の推薦にもとづき、**無担保･保証人不要（保証協会の保証も不要）**で融資を受けることができる日本政策金融公庫の融資制度です。

融資限度額	**2,000万円**
返済期間	運転資金・設備資金 10年以内
担保・保証人	**不　要** ※信用保証協会の保証も不要
融資利率 （固定金利）	**2.00%**（2025年4月1日現在）

融資対象（主な項目）

- ●従業員20名以下（宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業5人以下）の法人・個人事業主の方
- ●最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている事業者（創業１年未満の場合は、融資対象外）
- ●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業を営んでいる方
- ●税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方

賃上げ貸付利率特例制度

自社従業員の賃上げに取り組む方は、利率の低減措置が受けられます。

当初2年間:0.5%引き下げ

- ■ 雇用者給与等支給額の総額が最近の決算書と比較して2.5%以上増加する見込みのある方
- ■ 雇用者給与等支給額の総額が最近の決算書において既に2.5%以上増加している方

※ 詳細はお問合わせください。

詳しくは、WEBまたはお電話でお問い合わせください！

問合先：東京商工会議所 文京支部
TEL：03-3811-2683
受付時間：平日９時30分～17時
※審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。
※日本政策金融公庫での融資決定時の利率が適用されます。
※最新の利率についてはお問合わせください。

文京区今期の特徴点

令和７年１月～３月
調査時期　７年３月中旬
調査方法　面接聴取

製造業の業況は厳しさが増しています。小売業の業況は前期同様の厳しさが続いています。サービス業の業況はやや良好感が強まっています。卸売業の業況は極端に厳しさを強め、不動産業の業況はわずかに好調感が後退しています。

【製造業】

前期		−1.5
今期		−8.6
来期		−8.3

製造業の業況は厳しさが増しています。DI値は、文京区では7.1ポイント減の−8.6、全都では1ポイント減の−10です。文京区の各項目をみると、売上額は15.3ポイント減の−14.6、収益は11.3ポイント減の−10.9と大きく水面下に落ち込んでいます。来期の業況は今期同様の厳しさが続くと予測されます。売上額はわずかに減少を強め、収益は減少幅が拡大する見込みです。

【小売業】

前期		−4.9
今期		−4.7
来期		−2.2

小売業の業況は前期同様の厳しさが続いています。DI値は、文京区では0.2ポイント増の−4.7、全都では前期と同じく−14です。文京区の各項目をみると、売上額は5.7ポイント増の14.0と増加幅が拡大し、収益は8.1ポイント増の6.7と好転しています。来期の業況はわずかに改善する見込みです。売上額は若干好調さを強め、収益は今期並の良好感が続く見込みです。

【サービス業】

前期		14.9
今期	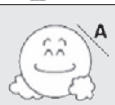	19.0
来期		9.6

サービス業の業況はやや良好感が強まっています。DI値は、文京区では4.1ポイント増の19.0、全都では1ポイント減の−3です。文京区の各項目をみると、売上額は12.2ポイント増の29.6、収益は10.9ポイント増の19.9と大きく増加幅が拡大しています。来期の業況は大きく好調感が弱まると予測されます。売上額は増加傾向が後退し、収益は大きく増加幅が縮小する見込みです。

【卸売業】

前期		10.3
今期		−16.5
来期		−12.4

【不動産業】

前期		28.9
今期		24.9
来期		20.1

スポット君 景気予報							
	好調 ◀			普通			▶ 不調
製造業	20以上	19～10	9～0	−1～−10	−11～−20	−21～−30	−31以下
小売業	10以上	9～0	−1～−10	−11～−20	−21～−30	−31～−40	−41以下
サービス業	15以上	14～5	4～−5	−6～−15	−16～−25	−26～−35	−36以下
卸売業	20以上	19～10	9～0	−1～−10	−11～−20	−21～−30	−31以上
不動産業	10以上	9～0	−1～−10	−11～−20	−21～−30	−31～−40	−41以下

有効回答事業所数

製造業	52
小売業	20
サービス業	29
卸売業	14
不動産業	12

特別調査「外国人・海外情勢と中小企業」

本調査結果の特徴

①**外国人との接触機会・ビジネス拡大の意向**について、接触機会に関し、全業種では「コロナ前とほぼ同水準」が44.3%と最多で、「コロナ前を上回っている」は18.3%となっている。一方で「わからない」も35.1%と高く、認識にばらつきがある。業種別では、不動産業は「コロナ前を上回っている」が50.0%と最多、小売業は「ほぼ同水準」が65.0%と高く、建設業は「わからない」が83.3%と突出しており、業種によって大きく異なる。
ビジネス拡大の意向に関し、全業種では「どちらかというとある(27.5%)」が最多だが、「まったくない(26.0%)」と拮抗している。積極的な意向(「大いにある」「どちらかというとある」の合計)は33.6%にとどまる。業種別では、小売業は「どちらかというとある」が55.0%と最も積極的である。一方で、製造業・卸売業は「まったくない」がそれぞれ34.0%・35.7%と消極的な傾向が強い。

②**外国人の雇用割合または雇用していない理由**について、雇用割合に関し、全業種では雇用している企業は全体の14.7%と少数である。大半は「10%未満」の12.3%で、「50%以上」は0.8%のみとなっており、外国人労働者の雇用が進んでいない。業種別では、卸売業が21.4%と最も雇用率が高い。サービス業のみ「50%以上(3.4%)」が存在する。不動産業では外国人労働者を雇用している企業はない。
外国人を雇用していない理由に関し、全業種では、「人手が充足しており必要ない(34.6%)」と「コミュニケーションの心配(32.3%)」が高い。業種別では、建設業は「コミュニケーションなどで心配がある」が50%と顕著、サービス業は「人手が充足しており必要ない」が44.8%と最も高く、不動産業・製造業でも「コミュニケーションなどで心配がある」がそれぞれ36.4%・36.0%と高い。

③**売上全体に占める外国向けの売上割合**について、全業種では69.7%の企業が「外国向けの売上げはない」と回答している。売上げがある企業でも「10%未満」が18.9%にとどまっており、国内市場依存度が高い傾向がみられる。業種別では、建設業は100%が「外国向けの売上げはない」と回答している。一方で、不動産業と卸売業は外国向け売上がある企業の割合が高く、それぞれ58.4%と50.0%に達している。

④**外国向け売上を増加させる取組みの状況**について、全業種では取組みを行っている企業は14.6%にとどまり、「製品・商品・サービス面の開発強化(6.9%)」が最多となっている。業種別では、卸売業は28.6%が取組みを行なっており最も積極的で、「製品・商品・サービス面の開発強化(14.3%)」に注力している。一方、小売業は「製品・商品・サービス面の開発強化(5.0%)」のみで最も低く、業種間で取組み状況に差がある。
外国向けの取組みを行っていない理由に関し、全業種では、「国内だけで十分な売上がある(50.4%)」が最多で、次いで「何をすればいいのかわからない(22.9%)」となっている。業種別では、建設業は「国内だけで十分な売上がある」が83.3%と突出し、不動産業も同理由が75.0%と高い割合を示している。小売業では「何をすればいいのかわからない」が45.0%と高い。

⑤**賃金引上(予定)率または賃上げしない理由**について、引上率に関し、全業種では、賃金引上げを実施(予定)する企業は49.2%、引上げ幅は「0%以上2%未満」が21.2%で最多、「6%以上」は3.8%と少数である。業種別では、賃金引上げを実施(予定)する企業は建設業(83.3%)が最も高く、製造業(35.3%)が最も低い。不動産業は「6%以上」が16.7%と他業種より高く、建設業は「0%以上2%未満」「2%以上4%未満」がともに33.3%となっている。
賃上げしない理由に関し、全業種では、「今後の業績見通しが不透明(21.2%)」が最も高い。業種別では、製造業は「今後の業績見通しが不透明(37.3%)」が突出しており、小売業は「今後の業績見通しが不透明」「自社に従業員はいない」がともに20.0%と高い。

(特別調査データ)

【問1】昨今貴社を取り巻く事業環境や地域社会の中で、外国の方と接触する機会がコロナ前の水準に戻っているという実感はありますか。あてはまるものを1から4の中から1つ選んでお答えください。また、外国とのかかわりの中で今後ビジネスチャンスを増やしたいという意向はありますか。5から9の中から1つ選んでお答えください。

単位：%

項　目	全　体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
【外国人との接触機会】							
1．コロナ前を上回っている	18.3	4.0	28.6	25.0	24.1	－	50.0
2．コロナ前とほぼ同水準	44.3	46.0	35.7	65.0	44.8	16.7	25.0
3．コロナ前を下回っている	1.5	－	－	－	6.9	－	－
4．わからない	35.1	48.0	35.7	10.0	24.1	83.3	25.0
【ビジネスチャンスを増やす意向】							
5．大いにある	6.1	4.0	－	－	17.2	16.7	－
6．どちらかというとある	27.5	20.0	28.6	55.0	20.7	16.7	33.3
7．どちらかというとない	22.1	26.0	7.1	15.0	24.1	33.3	25.0
8．まったくない	26.0	34.0	35.7	15.0	20.7	16.7	16.7
9．わからない	16.8	14.0	28.6	15.0	13.8	16.7	25.0

【問2】貴社では、外国人労働者を雇用していますか。雇用している場合は、従業員全体に占める外国人労働者の割合を1から6の中から1つ選んでお答えください。また、雇用していない場合は、外国人労働者を雇用していない理由を7から0の中から1つ選んでお答えください。

単位：%

項　目	全　体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
【外国人労働者を雇用している】							
1．50%以上	0.8	－	－	－	3.4	－	－
2．40%～50%	－	－	－	－	－	－	－
3．30%～40%	－	－	－	－	－	－	－
4．20%～30%	0.8	2.0	－	－	－	－	－
5．10%～20%	0.8	－	－	5.0	－	－	－
6．10%未満	12.3	14.0	21.4	15.0	6.9	16.7	－
【外国人労働者を雇用していない】							
7．人手が充足しており必要ない	34.6	32.0	35.7	35.0	44.8	－	36.4
8．受入負担（就労環境整備、コスト等）が重い	13.8	12.0	7.1	10.0	17.2	33.3	18.2
9．雇用方法が分からない行政手続き負担が重い	4.6	4.0	－	5.0	6.9	－	9.1
0．コミュニケーションなどで心配がある	32.3	36.0	35.7	30.0	20.7	50.0	36.4

【問3】貴社では、売上全体に占める外国人(旅行客を含む)、もしくは外国企業向けの売上げ(輸出を含む)はどれくらいですか。あてはまるものを1から6の中から1つ選んでお答えください。売上がない場合は7を選択ください。

単位：%

項　目	全　体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
1．50%以上	1.5	－	7.1	－	3.4	－	－
2．40%～50%	－	－	－	－	－	－	－
3．30%～40%	2.3	－	7.1	5.0	3.4	－	－
4．20%～30%	－	－	－	－	－	－	－
5．10%～20%	7.6	5.9	7.1	5.0	10.3	－	16.7
6．10%未満	18.9	17.6	28.6	20.0	10.3	－	41.7
7．外国向けの売上げはない	69.7	76.5	50.0	70.0	72.4	100.0	41.7

【問4】貴社では、外国向けの売上げを増加させるための取組みを行っていますか。行っている企業は、特に行っている取組みについて1から5の中から1つ選んでお答えください。行っていない企業は、行っていない理由について6から0の中から1つ選んでお答えください。

単位：%

項　目	全　体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
【外国向けの取組みを行っている】							
1．製品・商品・ｻｰﾋﾞｽ面の開発強化	6.9	6.0	14.3	5.0	6.9	16.7	－
2．営業力の強化	2.3	2.0	7.1	－	－	－	8.3
3．ネットや広告による情報発信	4.6	8.0	7.1	－	3.4	－	－
4．海外拠点の設置・強化	0.8	－	－	－	3.4	－	－
5．その他	－	－	－	－	－	－	－
【外国向けの取組みを行なっていない】							
6．国内だけで十分な売上げがある	50.4	48.0	42.9	35.0	51.7	83.3	75.0
7．何をすればいいのかわからない	22.9	28.0	14.3	45.0	17.2	－	－
8．人材が不足している	3.8	2.0	7.1	5.0	6.9	－	－
9．資金面で余裕がない	3.1	2.0	7.1	－	3.4	－	8.3
0．その他	5.3	4.0	－	10.0	6.9	－	8.3

【問5】特別設問】貴社では、人材定着などに向けて、2025年中に賃金(定期昇給分除く、賃与や一時金除く)の引上げを実施(実施予定を含む)しますか。引上げる場合はその賃金引上げ率について1から4の中から1つ選んでお答えください。また、引上げない場合は引上げなかった理由について5から0の中から1つ選んでお答えください。

単位：%

項　目	全　体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
【引上げ】							
1．0%以上2%未満	21.2	17.6	28.6	25.0	24.1	33.3	8.3
2．2%以上4%未満	14.4	11.8	28.6	－	20.7	33.3	8.3
3．4%以上6%未満	9.8	3.9	7.1	5.0	27.6	16.7	－
4．6%以上	3.8	2.0	7.1	5.0	－	－	16.7
【引上げない】							
5．賃上げに見合う価格転嫁ができてない	5.3	3.9	7.1	15.0	－	－	8.3
6．同業や同地域内の他社が上げていない	－	－	－	－	－	－	－
7．今後の業績見通しが不透明	21.2	37.3	－	20.0	10.3	－	16.7
8．売上の低迷や伸び悩み	7.6	7.8	7.1	5.0	6.9	－	16.7
9．これまでに賃金を引上げ済み	5.3	5.9	7.1	5.0	－	－	16.7
0．自社に従業員はいない（家族経営など）	11.4	9.8	7.1	20.0	10.3	16.7	8.3

参加店舗募集中「がんばるお店応援キャンペーン」

区内の店舗等において、対象期間中に値引きやおまけなどの消費者還元サービスを実施するキャンペーンに参加した店舗に対し、サービスに係る費用、原材料等購入経費及び社会的課題に対する取組に係る経費を補助します。
今年度は、令和７年７月１日～９月30日にキャンペーンを行います。
現在、本キャンペーンに参加する店舗を募集しています。

●補助要件

①中小企業者等（中小企業者と同規模の法人及び個人事業者を含む）であって、区内に店舗等を有すること
②店舗において、小売・飲食・その他生活に必要なサービス等を提供していること
③キャンペーン期間中に、消費者向けに「値引き・おまけ」などの特典をつける消費者還元サービスを実施すること
④本キャンペーンに関する周知、PR等を行うこと

●補助対象経費

①キャンペーン期間中の消費者還元サービスの還元金額相当額　10分の10
②本キャンペーンに係る原材料等購入経費　10分の１
③社会的な課題に対する取組に係る経費　２分の１
※環境に配慮したものの購入や、合理的配慮に係る経費など。詳細は区HPをご参照ください。

●補助金額

①消費者還元サービスの還元金額相当額：上限15万円
②ア 原材料等購入経費：上限10万円
イ 社会的な課題に対する取組に係る経費：上限５万円
上記①②合計で上限30万円まで補助（※１店舗につき１回のみ）

●募集期間

令和７年６月25日まで（当日消印有効）
※キャンペーン参加の２週間前までにご提出ください。

●申請方法

専用フォームより、電子申請が可能です。区ホームページから申請書類をダウンロード・作成のうえ、申請してください。
電子申請が難しい場合は、郵送でご提出ください。

区ホームページ
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p007800.html
電子申請フォーム
https://logoform.jp/form/6KSu/976036

区HP　申請フォーム

●申請書提出先　〒112-8555　文京区春日1-16-21
文京区経済課
がんばるお店応援キャンペーン　担当

「来て見て体験」文京の伝統工芸イベントを開催します！

不忍通りふれあい館で「来て見て体験」文京の伝統工芸イベントを開催します。イベントでは、２業種の伝統工芸者による作品展示や、制作過程の実演がご覧いただけるほか、制作体験ができます。ぜひ、ご来館ください。

会　場　不忍通りふれあい館１階（根津2-20-7）
東京メトロ千代田線「根津」駅より徒歩２分または「千駄木駅」より徒歩10分
開催時間　午前10時~正午、午後１時~４時※

【令和７年７月～９月イベントスケジュール】

開催日	伝統工芸者（敬称略）・品目	制作体験内容・参加費
7/5(土)、6(日)	①宇野裕次（和紙・襖紙） ②高橋由貴子（江戸木版画）	①紙漉き体験　3,000円 ②多色摺りうちわ　2,000円
8/16(土)、17(日)	①鳥海友理（ガラス工芸） ②杉﨑信雄（バッグ製造）	①ギヤマン彫りのガラス小物　2,500円 ②レザー小物　3,000円
9/13(土)、14(日)	①渡辺みゆき（陶芸） ②金子直子（貴金属アクセサリー）	①陶芸体験　2,500円 ②錫アートで作る小物　3,000円

※制作体験の内容及び時間帯は決まり次第、区ホームページにてご案内します。
※開催日程は変更になることがあります。

アンケート　＼皆さまの声をお聞かせください！／　募集中！

産業情報誌「ビガー」についてアンケートにご協力ください！

※今後の区からの情報発信の参考にさせていただきます！
QRコードまたは下記URLよりご回答よろしくお願いいたします！
回答URL：https://logoform.jp/form/6KSu/891445

こちらのQRコードよりご回答ください！

お買い物は文京区で！！

文京区印刷物番号 C0225008